

**令和5年度「つながりの場づくり推進事業」業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

令和5年度「つながりの場づくり推進事業」業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業の目的と概要

本事業は、地域の資源を活かして各種事業を実施し、若い世代を中心としたあらゆる世代の区民が気軽に参加できるような、つながりの「場」や「機会」を提供・創出することにより、住民どうしや地域間のつながりづくりの推進に寄与することを目的とする。

また、事業を通じて区民相互の連帯感とコミュニティの輪を広げることを目的としており、事業実施にあたっては、上記の目的を踏まえて、地域活動協議会をはじめとした市民活動団体・本市委嘱者等がこれまでの活動の中で培ってきたノウハウを活かし、区民が気軽に参加できるつながりの「場」や「機会」の年間を通じた提供として、広く区民に親しまれ定着してきたすみよし区民まつりをはじめ、文化事業、スポーツ事業などの各種事業を展開・実施する。

(2) 業務内容

具体的内容については、別紙「仕様書」を参照のこと。

なお、「仕様書」は基本的な業務内容を示したものであり、公募型プロポーザルによる提案を受けて仕様を追加・変更し、契約締結を行うものとする。

追加・変更する業務内容については、契約予定者と本市と協議のうえ定めることとする。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 8,552,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(4) 契約期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。事業において、本市が支払う委託料とは別にその他収入（協賛金や材料費等）を含めて提案することは可能であるが、協賛金や材料費等を集めることは受注者の業務内容に含む。また、協賛条件や、材料費等については、本市と事前協議を行うこと。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。また、本業務の履行完了後、検査に合格した場合は、出来高部分に相応する業務委託料相当額について、部分払いを請求することができる。ただし、この請求は月1回を超えることができない。

受注者が前払いによる業務委託料の概算支払いを請求する場合で、本市がその必要性を認める場合は、当該業務完了後、速やかに当該前払いに係る精算書を作成し、提出すること。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(イ) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ア 民間法人・任意団体等（法人格の有無は問わない）であって、国・地方公共団体ではないこと。
- イ 大阪市内に事務所を有するか、または大阪市内を活動の拠点としており、その活動の実績が証明できること。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- オ 納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- カ 公募型プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- キ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- ク 上記ア～キの条件を満たす団体同士の連合体での申請は可能とし、その場合にあつては、以下の要件も満たしていること。
 - (ア) 各事業者は共同事業体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - (イ) 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨記載されている委任状を提出すること。
 - (ウ) 申請書の提出時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - (エ) 単独で応募した事業者は、本案件において共同事業体の構成員となることができない。
 - (オ) 各構成員は、本案件において複数の共同事業体の構成員となることができない。

5 スケジュール

・公募開始	令和5年1月23日（月）
・参加申請書・質問受付開始	令和5年1月23日（月）
・質問受付締切	令和5年2月3日（金）
・質問に対する回答	令和5年2月8日（水）
・参加申請関係書類の提出期限	令和5年2月17日（金）
・参加資格決定通知	令和5年2月21日（火）
・企画提案書の提出期限	令和5年2月27日（月）
・選定会議（プレゼンテーション）	令和5年3月6日（月） （会場：住吉区役所4階第5会議室）
・選定結果通知発送	令和5年3月10日（金）
・契約締結・事業開始	令和5年4月1日（土）
・事業完了	令和6年3月31日（日）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

- ア 受付期間 令和5年1月23日（月）から令和5年2月3日（金）午後5時30分まで
- イ 提出方法 様式1「質問票」に記載し、住吉区役所教育文化課までE-mail
(送信先：tu0012@city.osaka.lg.jp) で提出すること。本市の休日を除く、

午前9時から午後5時30分（12時15分～13時を除く）

※質問票が間違いなく届いたかどうか本書末尾に記載の問い合わせ先へ必ず電話で確認すること。

ウ 回答 令和5年2月8日（水）以降に当区役所ホームページに掲載する。

掲載場所 事業者の方へ>入札契約情報>業務委託関係

（2）参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ア 受付期間 令和5年1月23日（月）から令和5年2月17日（金）までの本市の休日を除く、午前9時から午後5時30分まで（12時15分～13時を除く）
- イ 提出書類 様式2「公募型プロポーザル参加申請書」から様式6「共同事業体届出書兼委任状」（共同体での申請の場合のみ）
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出場所 住吉区役所教育文化課（3階34番窓口）まで持参すること（郵送・FAX・E-mail不可）
- オ 参加資格決定通知 令和5年2月21日（火） E-mailにより通知する。

（3）企画提案書の提出

- ア 企画提案書は、A4版とし、様式7「企画提案書」から様式14「経費内訳書及び積算根拠」とする。ただし、様式9「事業内容及び実施スケジュールについて」の別紙「区民まつり会場配置図（案）」については、A3版とする。
- イ 企画提案書の枚数は、1様式につき1枚とする。
- ウ 受付期間 参加資格決定通知到着後から
令和5年2月27日（月）までの本市の休日を除く、
午前9時から午後5時30分まで（12時15分～13時を除く）
- エ 提出部数 10部（正1部、副9部※副は複写可）
- オ 提出場所 住吉区役所教育文化課（3階34番窓口）まで持参すること。
（郵送・FAX・E-mail不可）
- カ その他 提出できる案は1案とする。また、提案事業者名の記載は正本のみとし、副本は事業者名のほか、提案事業者が推定できる記載についても**黒塗り**をすること。

（4）企画提案書に記載する事項について

- ア 事業趣旨、事業効果及び目標について（様式8）
すみよし区民まつり、住吉スポーツフェスティバルについては、効果検証の方法も明記すること。
- イ 事業内容及び実施スケジュールについて（様式9）
提案にあたっては、次の内容やエリアを必須事項とする。

【区民まつりに関すること】

地域活動と関わりの少ない若い世代や、企業と地域活動協議会をどのようにつなげていくかという点や、あらゆる世代の区民が気軽に参加でき、住民どうしや地域間のつながりづくりのきっかけとなる工夫を重視して提案すること。

（i）舞台エリア（メインステージ）

- ・開会式を行うこと。（雨天時はサブステージで行う）
- ・舞台発表を行うこと。ただし、雨天時は原則中止とする。舞台発表者にはその旨を理解いただいたうえで公募する。

（ii）舞台エリア（サブステージ）

- ・舞台発表を行う。舞台発表者については公募すること。また、雨天時においても対応可能な場所に設けること。

(iii)模擬店PRエリア

- ・各地域活動協議会（12 地域）のブース配置は必須とする。
- ・公募ブースを設けること。また各種関係団体と出展調整を行うこととする。

(iv)すみよしグルメエリア

- ・住吉区内の飲食店から出店すること。
- ・雨天時にも飲食できるように、いす、机を設営し、大型テントを開設すること。

(v)防災・防犯エリア

- ・出店調整については区役所の指示により行うこと。

(vi)こどもエリア

- ・子どもが安全に安心して楽しめる内容を企画すること。

(vii)フリーマーケットエリア

- ・出店者を公募すること。
- ・盗品、コピー品、ブランド品は販売不可。
- ・販売に許可が必要なもの（自家製加工食品等）、食品の一部（野菜・要冷蔵品等）、医薬品、酒、タバコ、生き物（ペット等）、金券、危険物（包丁等）は販売不可。
- ・違法または公序良俗に反するものは販売不可。

【区民まつり以外に関すること】

- ・参加者どうしが相互に交流できるような、新たなつながりの「場」や「機会」となるための工夫について提案すること。

ウ 課題解決に向けた提案について（様式 10）

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について
- ・住民どうしや地域間のつながりづくりの促進について
- ・ホームページや SNS を活用した周知方法について
- ・参加人数の確保について
- ・来場者の安全対策について

【区民まつりに関すること】

- ・すみよし区民まつりに来場できない区民もホームページ上で楽しむことができる区民参加型のコンテンツについて

エ 提案のセールスポイント（様式 11）

オ 本業務にかかる貴社の実施体制（様式 12）

カ 類似業務実績調書（様式 13）

キ 経費内訳書及び積算根拠（様式 14）

提出書類	提出期限
(1) 質問の受付 質問票 (様式1)	令和5年1月23日(月)から令和5年2月3日(金)午後5時30分まで
(2) 参加申請及び資格証明書類に必要な書類 (ア) 公募型プロポーザル参加申請書 (様式2) (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書 (様式3) (ウ) 【法人】事業概要 (事業者の業務内容がわかるもの。パンフレット等様式自由) 【任意団体】組織の規約や定款、役員名簿、寄付行為及び直近の総会資料 (エ) 【法人】登記簿謄本又は登記事項全部証明書 (提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可) 【任意団体】代表者資格証明書 (様式4) ※代表者を定めたときの議事録の謄本又は抄本 (書類の枚数が多いとき) 又はこれに代わる書類を添付すること (オ) 【法人】貸借対照表、損益計算書等の財務諸表又は確定申告書 【任意団体】上記に相当する書類 (カ) 【法人のみ】印鑑証明書 (提出日前3か月以内に発行されたもの：原本) (キ) 使用印鑑届 (様式5) (ク) 【法人のみ】税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 (提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可) ・税務署の様式その3またはその3の3様式【法人】、又はその3の2様式【個人】 ・非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること。 (ケ) 過去2か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書 (提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可) ※ただし、営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。 (コ) 共同事業体届出書 委任状[共同体での申請の場合のみ] (様式6) (サ) 共同体の協定書の写し[共同体での申請の場合のみ] (シ) 情報セキュリティー・ポリシーに関する資料 (様式自由)	令和5年1月23日(月)から令和5年2月17日(金)までの本市の休日を除く、午前9時から午後5時30分まで (12時15分～13時を除く)
(4) 企画提案書等 (ア) 企画提案書 (様式7) (イ) 事業趣旨、事業効果及び目標について (様式8) (ウ) 事業内容及び実施スケジュールについて (様式9) (エ) 課題解決に向けた提案について (様式10) (オ) 提案のセールスポイント (様式11) (カ) 本業務にかかる貴社の実施体制 (様式12) (キ) 類似業務実績調書 (様式13) (ク) 経費内訳書及び積算根拠 (様式14)	令和5年2月21日(火)付けで交付する参加資格決定通知到着後から令和5年2月27日(月)までの本市の休日を除く、午前9時から午後5時30分まで (12時15分～13時を除く)
その他 ※令和4・5・6年度 本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については、上記(2)(エ)～(ケ)を省略できるものとする。 ※ 申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とする。 ※ 提出書類に虚偽の記載をした者及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は、無効とする。	

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

採点基準	審査内容	配点	
実効性	全体として、事業趣旨を理解した提案となっている。	10	20
	ホームページや SNS を活用するなど広く住民に周知できるものとなっている。	10	
専門性	住吉区の特徴・課題等を踏まえ、新たな担い手の発掘、各種団体、住民どうしのつながりづくりを構築する具体的方法が明示されている。	15	40
	新たなつながりの「場」や「機会」となるための創意工夫がされている。	15	
	つながりづくり等に資する事業に類似した事業実績があり、情報やノウハウの蓄積がされている。	10	
実現性	実現可能な事業内容・スケジュール・人員体制が示されている。	10	20
	提案した事業を確実に遂行できる運営基盤がある。	10	
効率性	事業実施にかかる適切な経費の積算がなされている。	10	10
効果性	具体的な効果検証の方法が明確である。	10	10

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、学識経験者等で構成する令和4年度「つながりの場づくり推進事業」業務委託選定会議（以下、「選定会議」という。）の選定基準に基づき、書面による事前審査を行い、プレゼンテーション審査（令和5年3月6日（月）開催）の結果を加味して、最終得点とし、最も優れた企画提案者を選定し、その企画提案者と契約する。

イ プレゼンテーション

(ア) 開催日時 令和5年3月6日（月）16時から順次

※各提案者の開催時間については、参加資格決定通知書にて通知する。

(イ) 場所 住吉区役所4階第5会議室（会場） 4階第4会議室（控室）

(ウ) 内容・方法 企画提案書を基にプレゼンテーションを行い（15分）、その後質疑応答を行う。（15分）

※パワーポイントを使用する場合は、事前に申し出のうえ、パソコン等は全て提案者が持参すること。

ウ (ア) 審査の結果、評価点数が全委員の平均で60点に満たない場合は、選定対象としない。

(イ) 最高点の者が複数者いる場合は、委員の合意により最優秀提案者を決定する。

(ウ) 提案者が1者であっても、選定会議を行い、審査結果により当該申請者を契約相手方とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定会議委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求める場合

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の内容が認められた場合

オ 契約上限額を超える提案を行った場合

カ 応募受付後から業者決定までの間に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ 企画提案書はすべて返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本案件に関する予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。契約の締結は、令和5年度予算が成立した後とする。
上記に伴い、公募型プロポーザルへの参加者又は受注予定者において損害が生じた場合にあっては、本市はその損害について一切負担しない。

(2) 順位の繰上げ

契約予定事業者第1位の事業者と契約締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次点の候補者が契約予定事業者に繰り上がるものとする。ただし、評価点が満点の60%を下回っている者を除く。

(3) 提出先

〒558-8501

大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号

大阪市住吉区役所 教育文化課 3階 34番窓口（担当：佐藤・米澤）

TEL：06-6694-9743

E-mail：tu0012@city.osaka.lg.jp

ホームページ：<http://www.city.osaka.lg.jp/sumiyoshi/>